

独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費交付金【復興】

令和2年度概算要求額 15.2億円（13.0億円）

(1,6) 中小企業庁 総務課 03-3501-1768
(2) 中小企業庁 金融課 03-3501-2876
(3,4) 中小企業庁 経営支援課
03-3501-1763
(5) 大臣官房福島復興推進グループ
福島相双復興推進機構担当室
03-3501-1356

事業の内容

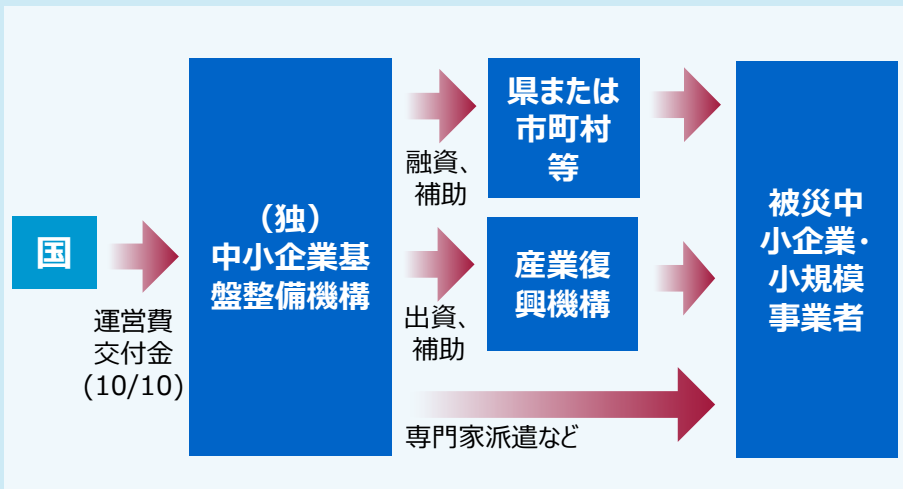
事業目的・概要

- 東日本大震災による被災中小企業・小規模事業者への相談・助言、専門家の派遣、仮設施設の整備やその有効活用に係る助成、被災県と連携・協働した資金支援等、これまで独立行政法人中小企業基盤整備機構が培ってきた支援ノウハウを活用した復興支援を行うことにより、東日本大震災からの復興の加速と福島県の再生に貢献します。

成果目標

- これまでに整備した店舗、工場等の仮設施設（約600箇所）について、県または市町村等からの要望を踏まえ、解体・撤去、移設又は本設化に向けた支援を行います。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) 仮設施設有効活用等助成事業

- 仮設施設の有効活用を図るため、本設化、移設、解体・撤去を行う被災市町村に対して費用を助成。

(2) 産業復興機構運営支援事業

- 債権買取りを行う産業復興機構に対し、管理経費の一部を補助。

(3) 被災地向け販路開拓支援事業

- 岩手県、宮城県、福島県の中小企業者等が販路の開拓や販売力向上を実現するために、展示販売会の開催、出展に係る費用を支援する。また、商品力向上のため、テストマーケティングの実施、出品に係る費用を支援する。

(4) 震災復興支援アドバイザー制度

- 東日本大震災で被災した岩手県、宮城県、福島県の津波浸水地域及び福島県の避難指示区域等の中小企業者等に、企業経営や店舗運営の経験者や中小企業診断士、公認会計士、税理士等の様々な分野のアドバイザーを無料で派遣し、事業計画の作成や新事業展開等に係るアドバイスを行うことにより、今後の中小企業者等の事業再建に向けた支援を行う。

(5) 福島原子力災害被災者支援事業

- 「福島相双復興官民合同チーム」の一員として被災事業者の個別訪問を実施し、被災事業者の事業再開、帰還再開に向けた支援を行う。

(6) 上記の5事業及び下記の関連事業に要する事務経費

【関連事業】

- 仮設施設整備事業
- ファンド出資事業
- 無利子高度化融資事業
- 原子力災害地域の賑わい回復支援事業